平成２４年（フ）第５４７６号
大阪府枚方市甲斐田新町17番５号
破産者　宮坂　紀子
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５５６号
大阪府大東市北条１丁目17番２号　橋本マンション205号、前住所大阪府大東市北条１丁目21番52号
破産者　江藤　麻代
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５９０号
大阪府八尾市太田新町７丁目275番地　大光マンション208号、住民票上の住所大阪府八尾市太田新町７丁目275番地　大光マンション201号
破産者　片山清津夫
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６２５号
大阪府門真市宮前町３番６号
破産者　大橋　　修
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６８１号
大阪府豊中市島江町１丁目３番１―515号
破産者　鮒子多秀男
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８５号
堺市中区深阪2572番地２　ウイスタリア藤101号
破産者　小西　健市
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９０３号
堺市南区三原台３丁１番１―905号、前住所堺市南区三原台２丁７番１―926号
破産者　唄　　隆史
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０１５号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番314―202号
破産者　和財和佳子
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０５０号
堺市北区新金岡町２丁２番13―209号
破産者　安達　陽介
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０５２号
堺市北区百舌鳥梅町３丁15―９、住民票上の住所大阪府富田林市木戸山町６番６号―203
破産者　山本　高義
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０８４号
大阪府和泉市王子町２丁目13番27号、前住所堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁７番９号
破産者　井上　巖雄
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０９８号
大阪府羽曳野市はびきの１丁目391番地の29、前住所和歌山県新宮市新宮3700番地の２１―105
破産者　能田　秀和
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
広島県東広島市安芸津町木谷5533番地１、破産手続開始決定時の住所広島県東広島市志和町志和西184番地
破産者　木坂　祐章
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２号
広島県東広島市安芸津町木谷5533番地１、破産手続開始決定時の住所広島県東広島市志和町志和西184番地
破産者　木坂　郁城
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４５号
広島市安芸区畑賀町4088番地　103号
破産者　福傳　好裕
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５号
鹿児島県霧島市国分中央６丁目22番67号
破産者　宮永　幸一
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第６号
鹿児島県霧島市隼人町内404番地５　フローレンス姫城202号
破産者　重　　順子
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
北海道小樽市桜１丁目27番42号、前住所北海道小樽市若竹町17番４号　コーポ真野
破産者　鷹島みどり
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１９６号
盛岡市神子田町２番２号　吉田荘６号
破産者　吉田　洋二
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部